103-141

問題文

調剤された薬剤に関する情報提供及び指導についての薬局開設者の義務として、誤っているのはどれか。1つ 選べ。

- 1. 薬剤師に、対面により、情報提供及び指導を行わせなければならない。
- 2. 薬剤師による情報提供及び指導は、書面等を用いて行わせなければならない。
- 3. 薬剤師に、情報提供及び指導を行わせるにあたり、あらかじめ、患者の年齢、他の薬剤の使用状況等を確認させなければならない。
- 4. 薬剤を交付した患者から相談があった場合には、薬剤師に、情報提供又は指導を行わせなければならない。
- 5. 薬剤師による情報提供又は指導ができないときは、薬剤を交付した後、薬剤師にその旨を処方医に連絡 させなければならない。

解答

5

解説

選択肢 1~4 は妥当な記述です。

選択肢 5 ですが

医薬品、医療機器等の品質 有効性及び安全性の確保等 に関する法律(以下 **薬機法**) 第九条の三 3項により、 薬剤師による 情報提供又は指導ができないときは 薬剤を販 売、又は授与してはなりません。 よって、選択肢 5 は誤りです。

以上より、正解は5です。